

# 福岡市環境行動賞選考委員会設置要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、福岡市環境行動賞表彰要綱（以下「表彰要綱」という。）第4条に規定する表彰選考委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

## （委員会の職務）

第2条 委員会は、市長の依頼を受け、一般公募及び推薦があったものについて、審査を行い表彰者の選考を行うものとする。

## （組織）

第3条 委員会は、学識経験者及び市民のうちから市長が選任する委員をもって組織する。

## （委員の任期）

第4条 前条に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## （委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

## （会議）

第6条 委員会の会議については、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## （関係者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、事案の説明及び資料の説明を求めることができる。

## （庶務）

第8条 委員会の庶務は、環境局環境政策部環境政策課において処理する。

## （委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附則

この要綱は、平成19年9月18日から施行する。

## 附則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。ただし、この要綱施行の日に現に委員である者の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

## 附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

# 福岡市環境行動賞選考委員会委員名簿

(50音順)

任期：H23.10.01～H25.09.30

氏名	所属・役職名	専門分野等	ジャンル
浅野直人	福岡大学法学部教授	福岡市環境審議会会長	学識 環境保全
糸山マチ子	七区さわやかスタッフ代表	市民活動	市民 代表
加留部貴行	(特活)日本ボランティアコーディネーター協会 理事・運営委員長	ボランティア・NPO 支援	NPO・市民団体 関係
佐々木喜美代	オフィス・スタディーズ代表 博士(比較社会文化)	都市社会学・コミュニ ティ 元シティ情報ふくおか 編集長	コミュニティ マスコミ関係
田中綾子	福岡大学大学院 工学研究科教授	廃棄物 元 城南区人づくりま ちづくりの環境講座準 備委員会委員	学識 廃棄物
松岡信明	(財)九州環境管理協会 副理事長 エコアクション21 審査人	エコアクション 事業者版環境ISO 関係	事業者関係
山田耕司	福岡海星女子学院高等学校・附属小 学校校長	元 小学校校長 元 環境教育研究会会 長	学校関係